

許認可等の名称	受益者負担金の減免申請に係る承認等の決定	
根拠条例等・条項	堺市都市計画下水道事業受益者負担金条例第11条	
所 管 課	サービス推進部 給排水設備課	
審 査 基 準	堺市都市計画下水道事業受益者負担金条例施行規程第14条第1項に規定する別表第2受益者負担金減免基準（別紙）のとおり	
標準処理期間	標準処理期間	① 既に賦課決定したものについては30日 ② 新しく賦課決定するものについては申請を受理した日から堺市都市計画下水道事業受益者負担金条例第9条第3項に規定する負担金額等を通知する日までの期間
	標準処理期間を設定できない場合の理由	

別表第2

受益者負担金減免基準

対象者の区分	対象となる土地等	減額率等	摘要
1 条例第11条第2項第1号の国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者	(1) 国・公立学校用地	75パーセント	学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の学校の用地
	(2) 国・公立社会福祉施設用地	75パーセント	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項又は第3項に規定する事業のために設置する施設の用地
	(3) 警察・法務収容施設用地	75パーセント	
	(4) 一般庁舎用地等	50パーセント	
	(5) 国・公立病院用地	25パーセント	
	(6) 有料の公務員宿舍用地	25パーセント	
	(7) その他の公用財産等	50パーセント	
2 条例第11条第2項第2号の国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者	国の企業及び公営企業の用に供している土地	25パーセント	独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に係るアルコール販売事業及び国有林野特別会計に係る事業の用に供する土地であって昭和40年3月17日付け建設省都市局長通達が指定する土地及び地方公営企業法に基づく企業の用に供している土地
3 条例第11条第2		免除	都市計画法第4条第14項の

項第3号の国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者			公共施設の用に供する予定の土地（公共施設の用に供することが確約された土地に限る。）
4 条例第11条第2項第4号の生活保護法に基づく生活扶助を受けている受益者	生活扶助を受けている者が所有し、又は占有している土地	免除	
5 条例第11条第2項第5号のその状況により特に負担金を減免する必要があると認められる受益者	(1) 私立学校用地	30パーセント	私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条の学校法人が設置する学校教育法第1条の学校の用地（直接その教育の用に供している土地に限る。）
	(2) 私立社会福祉施設用地	30パーセント	社会福祉法第22条の社会福祉法人が同法第2条第2項又は第3項に規定する事業のために設置する施設の用地（当該事業の本来の目的に供する土地に限る。）
	(3) 宗教法人施設用地	30パーセント	宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項の宗教法人の同法第3条の境内地（本来の目的に供する土地に限る。）
	(4) 鉄道事業用地	25パーセント	軌道敷地その他事業に必要な施設の用地
		免除	踏切敷地、駅前広場
(5) 公営住宅用地	25パーセント	公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号の公営住宅	

(6) 公道に準ずる私道及び水路	免除	ア 私道 道路法(昭和27年法律第180号)第3条の道路以外の道路で公共性が高いと認められるもの イ 水路 公共性が高いと認められるもの
(7) 文化財用地	免除	文化財保護法(昭和25年法律第214号)、大阪府文化財保護条例(昭和44年大阪府条例第5号)又は堺市文化財保護条例(平成3年条例第5号)に基づき指定された文化財である土地又は文化財である建築物その他工作物の敷地
(8) 自治会等がその活動目的のために管理する施設用地	50パーセント	自治会館、集会所、スポーツ広場、地車小屋等
	免除	消防の用に供する施設の用地
(9) 生産緑地	免除	生産緑地法(昭和49年法律第68号)第2条第3号の生産緑地
(10) 児童厚生施設用地	免除	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第40条に規定する児童厚生施設
(11) 農業用ため池	免除	
(12) 古墳・陵墓等	免除	古墳・陵墓として現存しているもの
(13) 墓地等	免除	墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第2条第4項から第7項までに規定する施設の用地
(14) 送電用鉄塔敷地	25パーセント	送電用鉄塔敷地又は特別高圧

等	ト	架空電線下の土地で地役権の設定がされているもの
(15) 国又は地方公共団体以外の者が所有する土地で公園、広場、緑地等に供しているもの	免除	ア 市が管理し、広く公共の用に供しているもの イ 不特定多数の者の利用に供し、かつ、永続的に形態変更がないと認められるもの
(16) 下水道事業（雨水の処理に係るものを除く。）のため、土地、物件、金銭又は労力を提供した受益者に係る土地	その価額又はその程度に応じ決定する。	提供した土地若しくは物件の評価額、労力の対価又は提供した額。ただし、当該受益者に係る負担金額を限度とする。
(17) 僅少地積地	免除	著しく利用価値の低い10平方メートル未満の土地（受益者が隣接地の所有者でないもの）
(18) 市街化調整区域内の農地等	免除	現況の地目が宅地以外の土地で永続的に汚水の発生がないと認められ、かつ、公共污水ますを設置しないもの
(19) その他特に減免の必要があると管理者が認めるもの	その都度管理者が決定する。	